

○飯綱町自然環境保全条例施行規則

平成18年10月5日規則第17号

改正

平成18年11月10日規則第19号

平成28年12月1日規則第28号

飯綱町自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯綱町自然環境保全条例（平成18年飯綱町条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為)

第2条 条例第2条第5号の規定により規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める行為とする。

- (1) 保健休養地開発 別表第1に掲げる自然環境保全区域内にあって1,000平方メートルを超える造成又はその土地の形質変更を行う行為
- (2) ゴルフ場開発 全てのゴルフ場及びゴルフ場に類する施設を設置するために造成又はその土地の形質変更を行う行為
- (3) スキー場開発 全てのスキー場を設置するために造成又はその土地の形質変更を行う行為
- (4) 宅地等開発 以下に係る行為

ア 宅地等開発に係る行為 1,500平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為、建築物1棟の延べ床面積が400平方メートル以上又は建築物等の最低部から最高部までの高さ（以下「建築物の高さ」という。）が10メートル以上の建設（改築、増築後の1棟の延べ床面積が400平方メートル以上又は建築物の高さが10メートル以上となる行為を含む。）及び1団地に5戸以上の造成、分譲及び新築を行う行為

イ 宅地等開発に類する行為

(ア) 定格出力が10キロワット以上の発電設備及びその附属設備の設置

(イ) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）、放送法（昭和25年5月2日法律132号）及び電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）の施設の設置を行う行為については次のとおりとする。

a 電気事業法による電気工作物で高さ20メートルを超えるもの

b 放送法による放送事業の用に供する放送設備で高さ20メートルを超えるもの

c 電気通信事業法による電気通信設備

(5) その他住民の福祉又は自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある地下資源の採取、地形の変更、施設の設置又は土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）の処分に係るもののうち次に掲げる規模以上の行為

ア 地下資源の採取

採取面積300平方メートル以上、採取面積及び附帯施設に係る面積の合計が500平方メートル以上のもの又は採取容積が1,500立方メートル以上の規模となる計画のもの

イ 土砂等の処分

土砂等の埋立て、盛土及び堆積（以下「埋立て等」という。）に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの（埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満であっても、その埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積とが合算して500平方メートル以上となるものを含む。）又は埋立て等の最高部の高さが250センチメートルを超えるもの。ただし、次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(ア) 国、地方公共団体その他町長が認めた公共的団体が行う事業

(イ) 法令等の規定により許可、認可等を受け、又は届出等をして行う事業。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の規定による許可を受け、若しくは届出をして行う行為を除く。

ウ 廃棄物処理施設等の設置等

廃棄物の最終処分、保管及び中間処理の施設を事業活動の目的のために設置又は増設するもの

(自然環境の保全基準)

第3条 条例第6条第1項の規定により町長が定める自然環境の保全基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(廃棄物の処理基準)

第4条 条例第6条第2項の規定により町長が定める廃棄物の処理基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(地下水以外の水資源の届出書)

第5条 条例第7条の規定による届出は、飯綱町水資源利用計画届出書(様式第1号)によるものとする。

(地下水採取の基準)

第6条 条例第9条の規則で定める地下水採取に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取水施設の深さが15メートルを超えるもの
- (2) 揚水機の吐出口径が25ミリメートルを超えるもの

(地質調査等のための掘削工事届出書)

第7条 条例第9条の規定による届出は、飯綱町地質調査等のための掘削工事届出書(様式第2号)によるものとする。

(認可申請の例外)

第8条 条例第9条の規定により規則で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の規定による知事の認可を受けた事業者をいう。

(地下水採取に関する認可申請書)

第9条 条例第10条第1項の規定による認可申請は、飯綱町地下水採取に関する認可申請書(様式第3号)によるものとする。

(地下水採取に関する土地利用承諾書)

第10条 条例第10条第2項の規定による承諾は、飯綱町地下水採取に関する土地利用承諾書(様式第4号)によるものとする。

(地下水採取に関する(変更)認可可否決定通知書)

第11条 条例第11条第2項の規定による通知及び条例第13条第1項の変更認可の可否の通知並びに条例第13条第3項の規定により準用する条例第13条第2項の可否の通知は、飯綱町地下水採取に関する(変更)認可可否決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(地下水採取に関する取水施設の完成届出書)

第12条 条例第12条の規定による届出は、飯綱町地下水採取に関する取水施設の完成届出書(様式第6号)によるものとする。

(地下水採取に関する変更認可申請書)

第13条 条例第13条第1項又は同条第2項の規定による変更認可申請は、飯綱町地下水採取に関す

る変更認可申請書（様式第7号）によるものとする。

（地下水採取に関する取水施設の廃止届出書）

第14条 条例第14条の規定による届出は、飯綱町地下水採取に関する取水施設の廃止届出書（様式第8号）によるものとする。

（開発行為事前協議書）

第15条 条例第15条第2項の規定による事前協議は、飯綱町開発行為事前協議書（様式第9号）によるものとする。

（許可申請の例外）

第16条 条例第16条第2項の規定により規則で定めるものは、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第21条第20号から第22号までに規定するものを除く行為に係る団体又は法人及び公共的団体又は法人をいう。

2 条例第16条第3項の規定により規則で定めるものは、土地改良法第95条の規定による知事の認可を受けた事業者をいう。

（災害復旧のための応急措置行為通知書）

第17条 条例第16条第4項の規定による通知は、飯綱町災害復旧のための応急措置行為通知書（様式第10号）によるものとする。

（開発行為（変更）許可申請（協議）書）

第18条 条例第17条の規定による許可申請又は協議及び条例第20条第2項の規定により準用する条例第20条第1項の変更許可申請又は変更協議は、飯綱町開発行為（変更）許可申請（協議）書（様式第11号）によるものとする。

（開発行為許可証）

第19条 条例第18条の規定による許可及び条例第20条第2項の規定により準用する条例第20条第1項の変更許可は、飯綱町開発行為許可証（様式第12号）によるものとする。

（開発行為着手（完了）届出書）

第20条 条例第19条第1号の規定による届出は、飯綱町開発行為着手（完了）届出書（様式第13号）によるものとする。

（開発行為中止届出書）

第21条 条例第19条第2号の規定による届出は、飯綱町開発行為中止届出書（様式第14号）によるものとする。

（無許可等開発行為工事中止命令書）

第22条 条例第23条の規定による中止命令は、飯綱町無許可等開発行為工事中止命令書（様式第15号）によるものとする。

（無許可等開発行為工事原状回復命令書）

第23条 条例第23条の規定による原状回復命令は、飯綱町無許可等開発行為工事原状回復命令書（様式第16号）によるものとする。

（開発行為に関する勧告書）

第24条 条例第24条の規定による勧告は、飯綱町開発行為に関する勧告書（様式第17号）によるものとする。

（開発行為措置命令書及び措置完了届出書）

第25条 条例第25条第1項の規定による措置命令は、飯綱町開発行為措置命令書（様式第18号）によるものとし、措置完了時の届出は飯綱町開発行為措置完了届出書（様式第19号）によるものとする。

（開発行為中止命令書）

第26条 条例第25条第2項の規定による中止命令は、飯綱町開発行為中止命令書（様式第20号）によるものとする。

（身分証明書）

第27条 条例第26条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第21号）によるものとする。

（開発行為許可等取消し書）

第28条 条例第27条第1項の規定による許可等取消しは、飯綱町開発行為許可等取消し書（様式第22号）によるものとする。

（提出部数）

第29条 条例に規定する許可申請、協議及び届出書の部数は、正副2部とする。

（事業者の責務）

第30条 条例第28条の規定により規則で定める事業者の責務については、条例第4条に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業者は、開発行為によって開発されたその土地をその目的の用に供しようとするときは、当該区域内における廃棄物の処理計画を定め、町長に届け出なければならない。
- （2） 事業者は、開発行為によって影響を及ぼすと予測される道路、排水路、河川水源及び防災設備等の改良又は補修等について、法令に基づき自らの責任において行わなければならない。

- (3) 事業者は、開発に起因して生ずる土砂等の流出により、事業者以外の者に被害及び損害を与えたときは、自らの責任において復旧し、又は補償しなければならない。
- (4) 事業者は、分譲することを目的とした土地及びその土地に附帯する建物等を分譲するときは、買受け者に対し、自然保護及び公害等防止思想の普及徹底を図るとともに、町長とこの規則の第3条及び第4条に規定する事項について、遵守する旨の覚書を交わさなければならない。
- (5) 事業者は、管理体制を整備し、開発行為を行った地域の自然環境及び公害防止対策を積極的に推進するとともに、買受け者の責務である規則第3条及び第4条に規定する事項の遵守について、監理しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(牟礼村自然環境保全条例施行規則の廃止)

- 2 牟礼村自然環境保全条例施行規則（平成2年12月27日規則第7号）は、廃止する。

(三水村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則の廃止)

- 3 三水村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成17年7月1日規則第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この施行規則の施行の日の前日までに、牟礼村自然環境保全条例施行規則（平成2年規則第7号）又は三水村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成17年規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年11月10日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の飯綱町自然環境保全条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成28年12月1日規則第28号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

自然環境保全区域

大字	字及び地番
平出	北八反田、南八反田、八反田、八方、長老山、一杯清水、清水久保、泥ノ木、葡萄原、大榎、上平出、中ウ子
小玉	尾林、林腰、小玉坂、観音平、中川入、大久保平、大久保、宇藤阪、盗人石、一里塚、奥川入、猪石、峯茨沢、辻屋道、辻屋通、上茨沢、高山、池尻、下茨沢、長左エ門窪、見坂平、牛首
黒川	玉林寺
袖之山	上ノ原、大久保、平石、夏井戸、カツモ原、高山浦、三登浦、高山、カンバ山、八方口、坂外、小向
地蔵久保	前坂、石原、東原、中林、北原
坂口	地蔵久保、甘池、上ノ向、横前、・らゝ、大入
高坂	中原、三ツ又、熊谷地、矢蛇峯、坂下、矢蛇口、坂ノ平、床滑、呑水、桶ノ入、搭婆木、西ノ入、小林、燕石、経塚、尾中山、袖久保、峯、前山、裏ノ沢、向山、梨ノ木
川上	霊仙寺山、霊仙寺山2755（図1に掲げる区域を除く。）、八蛇川平、上ノ平、飯砂堂、庚申山、清水平、堰上、堰下
柳里	坂、長塚、横道、道上、大榎、峯、下道、大平
古町	赤川、長久保、大平、清水久保、宮浦、西上ノ山、樽川、西樽川、中古屋、道添、北原、中久保、向山、越後道

（注） 上記のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地及び国有林は除く。

図1（別表第1関係）

例外規定を適用する範囲

（図1省略）

自然環境保全区域内においては、建ぺい率は20パーセント以下、容積率は40パーセント以下としているが、この区域内には、上村区が全戸含まれることになり、適用すべき建ぺい率60パーセント

以下、容積率100パーセント以下とは、差が生ずる結果となるため、別表第1により図1に掲げる区域にあっては、建築物の設置基準は次のとおりとする。

(1) 専用住宅、農家用住宅及びその附帯施設（賃貸、分譲、会員制等の用に供する集合住宅等を除く。）の基準は、建ぺい率40パーセント以下、容積率80パーセント以下とし、建築物の高さは15メートル以下とする。

(2) (1)に掲げる用途以外の建築物の基準は、建ぺい率20パーセント以下、容積率40パーセント以下とし、建築物の高さは15メートル以下とする。

(参考) ※その附帯施設とは、次に掲げるものとする。

物置、納屋、畜舎、堆肥舎、農業用機械施設備品格納庫、農業用資材、肥料、飼料の格納庫、サイロ及びこれ以外で農業（畜産業を含む。）の用に供する建築物等をいう。

別表第2（第3条関係）

自然環境の保全基準

1 共通事項

(1) 既存する植生、地形等は極力残存させるものとする。

(2) 既存の水資源等の水量及び水質の維持に支障がないよう水源の周辺の保護等の措置を講ずること。

(3) 土地の形質変更を必要最小限にとどめ、多量の土砂の移動は極力避けるものとし、やむを得ず移動するときは、よう壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土砂の流出防止に万全を期すこと。

なお、よう壁の必要のない法面等についても、植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに行うものとする。

(4) 野生動植物の生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がなされること。

(5) 開発区域が防災、防火及び交通安全に支障のないこと。

(6) 建築物、広告物等の色彩は、周囲の自然と調和のとれたものとし、原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと。

(7) 開発区域内における排水施設は、雨水及び廃水を有効に排水するとともに、周辺及び下流域に被害を生じない構造又は能力で配備されていること。

(8) 道路を設置する場合は、当該開発区域外の道路の機能を阻害することなくその機能が有効

に発揮されるよう設計されているほか、別に定める基準によること。

- (9) 開発区域内においては、修景及び植栽等を積極的に行うこと。
- (10) 使用済みの自動車、電気製品等を集積、保管又は放置してはならないこと。ただし、やむを得ず集積、保管しなければならないときは、町長と協議し、景観を損なわない措置並びに他に影響を与えない措置を講じなければならないこと。
- (11) この基準の施行に関し必要な事項は、自然環境の保全指導基準で定める。

2 保健休養地

- (1) 地形こう配が30度を超える傾斜地は、保存緑地として保存すること。
- (2) 開発区域内における主要幹線道路（国道及び県道をいう。以下同じ。）の両側各20メートル以内、幹線道路（町道路線のうちK路線をいう。）の両側各10メートル以内には、建築物等の施設を設置しないこととし、緑地帯として保存すること。
- (3) 別荘団地等の造成に係る工作物は、道路、給排水施設等居住の日常生活に必要であり、かつ、共通に整備することが適当であるもののみとし、1区画の面積は、1,000平方メートル以上を基準とすること。
- (4) 建築物の設置については、次のとおりとすること。
 - ア 建築物の高さは、15メートル以下とすること。
 - イ 建ぺい率は20パーセント以下、容積率は40パーセント以下とし、個人の施設にあつては2階以下とすること。
 - ウ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する建物及びこれに準じ貸借を目的とした建物（ホテルを含む。以下「集合住宅等」という。）にあつては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250平方メートル以上であること。
 - エ 集合住宅等及びスキー場、ゴルフ場等におけるし尿及び雑排水の処理は、原則として浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽（以下「浄化槽」という。）によること。処理水は原則として放流によるものとし、やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和62年長野県生活環境部長通知）によること。処理水は後処理を行い、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）を10mg/以下とすること。
 - オ 前記エに規定する以外の個々の施設においては、し尿はくみ取りとし、他の雑排水は町長が認める処理槽により処理のうえ、他に影響を及ぼさない方法により処理すること。ただし、浄化槽の設置が適当と認められるときは、前記エに準じ設置することができるものであること。

と。

カ 塀その他遮へい物は設けないこと。ただし、やむを得ない場合は、生垣とすること。

キ 屋外広告物は、面積5平方メートル以内のものとする。また、看板等はできるだけ両面を利用したものとし、色彩、形状等周囲の景観と調和したものとする。ただし、大きさについては町長が公益上必要と認めるときは、この限りではない。

ク 建築物の屋上に看板等を設置しないこと。また、建築物の壁に塗料で広告しないこと。

3 ゴルフ場

(1) 地形こう配が30度を超える急傾斜地においては、原則として土地の形質変更は行わないこと。

(2) 計画区域内の移動土量が18ホール当たり150万立方メートルを超える行為は、行わないこと。

(3) 現存する樹林は、原則として開発区域の50パーセント以上現状のまま残置させ、その樹林はホール間及び開発区域周辺部30メートル以上の幅をもって残置させること。

(4) 建築物の設置については、次のとおりとすること。

ア 建築物の高さは、15メートル以下とすること。

イ 建築物の水平投影外周線（建築物のうち地下部分及びその建築物に係る附帯施設を含む。以下同じ。）と道路肩との距離は、主要幹線道路にあつては20メートル以上、その他の道路にあつては10メートル以上とすること。

4 スキー場

(1) ゲレンデ及びスキーコースの造成又は索道の架設にあつては、風致の維持に配慮すること。

(2) 建築物の設置については、次のとおりとすること。

ア 建築物の高さは、18メートル以下とすること。

イ 建ぺい率は20パーセント以下とし、1棟当たり建築面積は2,000平方メートル以下とすること。

ウ 建築物の水平投影外周線と道路肩との距離は、10メートル以上とすること。

エ 建築物の屋上に看板等を設置しないこと。

5 宅地等

(1) 分譲する1区画の面積は200平方メートル以上とし、当該分譲地の1戸当たりの平均面積は270平方メートル以上とすること。

(2) 建築物には道路から進入路を設置すること。

(3) 自然環境保全区域内の建築物の設置については、次のとおりとすること。

ア 建築物の高さは、15メートル以下とすること。

イ 建ぺい率は20パーセント以下、容積率は40パーセント以下とし、個人の施設にあつては2階以下とすること。

ウ 建物の区分所有に関する法律に規定する建物及び集合住宅等にあつては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250平方メートル以上であること。

自然環境の保全指導基準

(開発率)

第1 開発行為の施行区域の面積に対する現地形の形状及び開発目的となる形質の変更面積（修景緑地及び他法令で指定された部分を除く。）の割合（開発率）は、次のとおりとする。ただし、2以上を含む複合施設のための開発行為については、全体計画のうちそれぞれに係る割合とする。

- (1) 保健休養地 50パーセント以内
- (2) ゴルフ場、ゴルフ場に類する施設 50パーセント以内
- (3) スキー場 40パーセント以内
- (4) 宅地等 80パーセント以内
- (5) その他 その都度町長と協議し同意を求める。

(道路)

第2 開発区域内に係る道路についての基準は、次によること。

- (1) 幅員は、幹線にあつては7メートル以上とし、行き止まりとならないようにすること。
- (2) 開発区域に接続する道路は、その幅員が不足する場合、町長が認める地点まで5メートル以上に拡幅改良の措置をすること。
- (3) 道路の構造は、道路構造令に適合すること。
- (4) 路面はセメント、アスファルト等により舗装し、開発区域内から排出される汚水、雨水又は土砂等が認定道路の施設に直接流入しない構造とすること。
- (5) 水路は、集水面積により防災上必要な規模とし、一時に大量に開発区域から水等が流出しないよう施設を備えること。
- (6) 交通安全のための施設が設けられていること。

(排水)

第3 し尿及び雑排水の処理は、条例及び施行規則（以下「条例等」という。）によるもののほかは次によること。

- (1) 住宅等用地の分譲のための開発行為において、その分譲予定戸数（開発区域内の公共的集

会施設等の戸数を含む。)が20戸を超えるものについては、浄化槽法に基づく処理施設を設置すること。

(2) (1)により設置された施設については、浄化槽管理組合を組織し、適正な管理に努めること。

(3) (1)においてその規模を満たさないものは、原則として合併浄化槽により処理すること。

(4) (2)において処理水のBOD値は営業の用に供するものにあつては浄化槽による処理水の後処理を行い、BOD値を10mg/以下、その他の用に供するものにあつては20mg/以下とし、処理水は原則として放流によるものとする。

(公共施設)

第4 住宅用地及び土地付き住宅分譲に係る開発については、次のとおり公共の施設等を含め計画すること。

(1) 一団の団地が20戸を超える規模にあつては、集会研修施設の用地及びその団地が必要とする面積を備えた建物、駐車場を確保すること。

(2) (1)に規定する規模以上の団地内には、分譲1戸分以上の面積の公園施設を整えるものとする。

(3) (1)及び(2)の用地及び施設の所有権は町と協議すること。

(4) (1)及び(2)に係る施設の規模を有する施設が既にその地区内に存するときは、(1)から(3)の規定は適用しないものとする。

(防災設備)

第5 開発によって20戸を超える一団の住宅地等を形成する団地となった場合は、次の要件を備えた設備をすること。

(1) 住宅地においては、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号。以下「基準」という。)に適合した消火栓(消火に必要な備品を含む。以下同じ。)又は40トン以上の貯水能力を有する有蓋の防火貯水槽を設置すること。

(2) (1)の防火貯水槽に係る用地及び施設の維持管理は、事業者が行うものとする。

(3) 保健休養地にあつては、基準に適合した消火栓を備えること。

(4) こう配が30度を超える地形を有する地域を含む開発については、土砂及び雨水等の流出を防止するため、沈砂池、調整池、砂防堰堤等を設置し、災害の未然防止策を講ずること。

(5) (1)から(4)については、住宅等開発戸数が20戸を超えないこととなる場合も適用を受けることがあること。

(6) (1)に規定する「消火に必要な備品」は、町長が定めるものとする。

(7) 開発行為に係る計画は、保安林、その他開発に適さない区域は除くものとし、開発する地域がこれらの保安林等と接することとなるときは、原則として、その境界線まで20メートル以上残置させるものとする。

(複合住宅等)

第6 町内において、1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して、住居、店舗等の用途に供することができる建物を建設しようとするときは、条例等に定めるもののほか次によること。

(1) 構造上独立した住居、店舗等の部分の個数は、1棟につき50個以内とする。

(2) 1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗等の用に供することを目的とする所有権を有する者が一団で50人を超える場合は管理事務所を置き、管理人を置かなければならないこと。

(3) (2)の管理人は、その敷地、建物及び開発行為により設置された施設を常に良好な状態に管理しなければならないこと。

(4) 建物及び用地内の施設等は、周囲の自然環境と調和したものとする。

(その他の基準)

第7 排水については、自然水と他の水の処理方法及び排水計画を明確にすること。

第8 汚水処理施設は、流量、処理量の変動に対処しうるものとし、積雪寒冷地に適した工法及び仕様とすること。また、浄化槽の処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に基づくものとする。

第9 開発行為に係る区域内で開発行為中及び分譲又は営業が開始され、若しくは開発の目的となる行為が開始され発生したごみ及び不用物の処理は、開発計画において明確であること。粗大ごみ、不燃物等は町長の指示する方法により自己処理すること。

第10 稜線が開発区域に接し、又は含まれる場合は、稜線を保全し、稜線の景観を損なう行為及び構築物の設置は行わないこと。

第11 条例等に規定する開発行為は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条(開発許可の基準)の規定及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。

第12 自然環境保全区域内においては、看板、構築物等に対する上向き照明設備は設置しないこと。

第13 自然環境保全区域内においては、拡声器の設置及び使用(車載設備を含む。)は原則としてしないものとする。

第14 町長は、その他必要に応じて開発計画及びその行為について基準等を示し、事業者（工事施工者を含む。）に勧告又は申入れをすることができるものとする。

別表第3（第4条関係）

廃棄物の処理基準

- 1 事業活動によって生ずる廃棄物は、自らの責任において適切に処理しなければならないこと。
- 2 人の生活によって生ずる廃棄物は、条例等によるもののほかは町の指示する方法により処理すること。
- 3 事業者は、開発行為により開発された土地の区域内の公衆の集まる場所にごみ箱を備え、定期的に処理すること。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第14条関係）

様式第9号（第15条関係）

様式第10号（第17条関係）

様式第11号（第18条関係）

様式第12号（第19条関係）

様式第13号（第20条関係）

様式第14号（第21条関係）

様式第15号（第22条関係）

様式第16号（第23条関係）

様式第17号（第24条関係）

様式第18号（第25条関係）

様式第19号（第25条関係）

様式第20号（第26条関係）

様式第21号（第27条関係）

様式第22号（第28条関係）